令和５年４月１日

静岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

**第１　基本的な考え方**

　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年４月１日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

　静岡市においては、沿岸の平野部から山間地までの豊かな自然環境を背景に、茶や柑橘などの樹園地農業と野菜や花きの露地・施設栽培など、多彩な農業が営まれており、良好な環境や景観を形成し、良質な農産物を提供している。

　しかしながら、静岡市の農業を取り巻く状況は、全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生、野生鳥獣被害の深刻化など、様々な問題を抱えており、その対策の強化を図ることが求められている。

　特に、作業効率の悪い急傾斜地や狭小地等においては、遊休農地の発生が懸念されているため、それに向けた対策の強化を図り、遊休農地の発生防止・解消に努めていく。

また、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業等を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

　以上のような観点から、活力のある農業を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、静岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

　なお、この指針は、基盤法第５条第１項に規定する「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「県基本方針」という。）及び、基盤法第６条第１項に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「市基本構想」という。）を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、令和12年度に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ検証し、必要に応じて見直しを行う。

　また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知（以下「局長通知」という。）、令和４年２月25日付け３経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

**第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法**

**１．遊休農地の発生防止・解消について**

**（１）遊休農地の解消目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内農地の面積（A） | 遊休農地面積（B） | 遊休農地の割合（B/A） |
| 現状（令和４年４月） | ４，４５０ｈａ | ２６．２ｈａ | ０．６％ |
| 目標（令和13年３月） | ３，４００ｈａ | ２０ｈａ以下 | ０．６％以下 |

注１：「管内の農地面積」の現状値は、令和３年耕地及び作付面積統計における耕地面積の数値を記入し、目標値は、過去５年の増減の平均値を鑑み、推定値とする。

注２：「遊休農地面積」の現状値は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による農地利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）による。

**【目標設定の考え方】**

○管内の耕地面積4,450haに対して、遊休農地面積26.2ha（令和４年４月）、割合で0.6％の現状となっている。

遊休農地の所有者に指導、助言により今後も新規発生を防止し、計画的な解消を目指す。

**（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法**

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員及び関係機関が連携し、利用状況調査により遊休農地の状況を把握し、積極的に農地所有者への働き掛けを行うとともに、農地法第32条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地を把握し、土地所有者の意向を確認して遊休農地の発生を防止する。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②　農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③　非農地判断について

○市内の山間部にある10ha以上の集団的農地について、山林原野化が進んでいる実情を踏まえ、これらの地区を重点実施地区と定め、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

**（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法**

　遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**２．担い手への農地利用の集積・集約化について**

**（１）担い手への農地利用集積目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内農地の面積（A） | 集積面積（B） | 集積率（B/A） |
| 現状（令和４年４月） | ４，４５０ｈａ | １，７４７ｈａ | ３９．２％ |
| 目標（令和13年３月） | ３，４００ｈａ | ２，７２０ｈａ | ８０％ |

注１：「管内の農地面積」の現状値は、令和３年耕地及び作付面積統計における耕地面積の数値を記入し、目標値は、過去５年の増減の平均値を鑑み、推定値とする。

注２：「集積面積」の現状値は、担い手の農地利用集積状況調査において、局長通知別表１に掲げる者へ集積された農地の面積を記入

**【目標設定の考え方】**

○県基本方針では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を令和12年度で80％としていることから、目標値を80％とし、農用地の利用集積を図るため、関係機関が連携を図りながら、認定農業者や認定新規就農者等の担い手を中心に集積を図る。

**（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法**

　①　「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

　②　農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、「農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地」、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地」、「利用権の設定期間が満了する農地」等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③　農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

○中山間地域等の農地区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

　④　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて、利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

**（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法**

　担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**３．新規参入の促進について**

**（１）新規参入の促進目標**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新規就農者（経営体）数 |
| 現状（令和４年４月） | １６経営体 |
| 目標（令和13年３月） | ３０経営体 |

**【目標設定の考え方】**

静岡市担い手育成総合支援協議会が定めた令和12年度に向けた担い手育成・確保の基本方針において、認定新規就農者の育成目標として令和12年度末目標が30経営体としていることから、目標値を30経営体とする。

**（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法**

　①　関係機関との連携について

○市、農協、県・ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②　新規就農の窓口相談について

○新規就農希望者へは相談窓口を設置し、相談活動を行うとともに、貸付けを希望する復元可能な遊休農地の情報を提供するほか関係機関と連携し各種補助制度や融資制度・研修制度等に関する情報提供を行う。

③　企業参入の推進について

○農地等の利用の最適化の推進において、必要に応じ農地中間管理事業等を活用して、企業の参入の推進を図る。

④　農業委員会のフォローアップ活動について

○日々の活動において、農業者の営農の意向や農地集積の意向等を把握することにより、農地の貸付希望者と新規参入者とのマッチングを行う。

○新規参入経営体の定着を図るため、参入後もフォローアップに努める。

**（３）新規参入の促進の評価方法**

　新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

**第３　「地域計画」の目標を達成するための役割**

　　「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、静岡市農業委員会は次の役割を担っていく。

○日々の農地の見守りによる農地の適正利用の確認

○農家への声掛け等による意向把握

○「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

○農地中間管理事業等の活用の働きかけ

○「地域計画」の定期的な見直しへの協力